

「広島県再犯防止推進計画」（仮称）の骨子案について（概要）

令和2年8月19日
県民活動課

1 趣 旨

本県の刑法犯検挙者中の再犯者率は、近年継続して5割を超え、かつ全国平均よりも高い状況であることから、犯罪・非行をした者の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止を推進するため、再犯防止推進法に基づく県計画を策定する。

2 骨子案の概要

(1) 位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に基づく県計画

(2) 計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（5年間）

(3) 対 象

犯罪・非行をした者とその家族、犯罪・非行をした者の立ち直りに関わる者、及び犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員。

(4) 将来の目指す社会像

犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会。

(5) 施策体系

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労等に向けた支援
	(2) 修学支援

3 今後のスケジュール

会議等	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	骨子案		素案			最終案			策定
生活福祉保健委員会		●骨子案				●素案			●計画案
再犯防止推進連絡会議※		●骨子案				●素案			●計画案
パブリックコメント						●パブリックコメント			

※再犯防止の計画策定や施策推進に向け、庁内関係課、国の関係機関、市町（一部）、民間団体で構成

「広島県再犯防止推進計画」(仮称) 骨子案

1 策定に向けて

この度、広島県として初めて「広島県再犯防止推進計画」(仮称)を策定するにあたって、データから本県の再犯の現状を明らかにするとともに、犯罪・非行をした者の立ち直し支援における現状・課題、将来の目指す社会像とのギャップの把握を行った。

現在、「広島県再犯防止推進計画」(仮称)の策定を進めているが、今後の社会情勢の変化や有識者の意見なども踏まえ、今回は大きな方向性として、施策の体系、「10年後の目指す姿」等を「骨子案」として整理した。

今後、「素案」の策定に向けて、「5年後の目指す姿」や「取組の方向」を明らかにし、取組の方向を具体化する事業を整理する。

2 将来の目指す社会像

- 犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち・・・・・・・・・・①
- 地域社会の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②
- 理解と協力を得て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③
- 将来への希望を持って立ち直しに取り組むことができ・・・・・・・・④
- 再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会・・・⑤

【説明文】

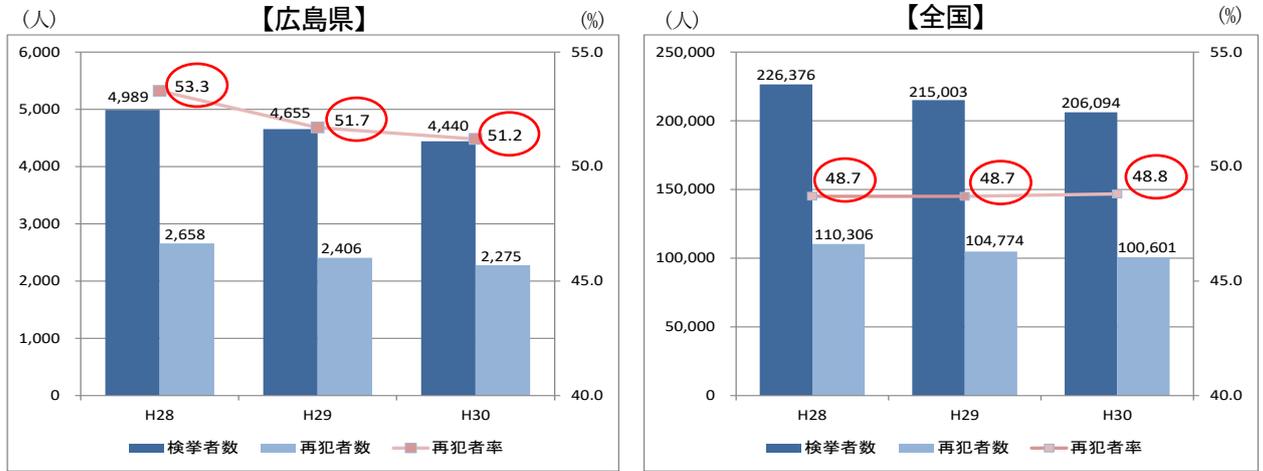
- ① 犯罪・非行をした者(刑法及び特別刑法により検挙された者、及び非行により検挙された者)が、自らの犯罪責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解した上で、社会復帰への意欲を持ち、
- ② 家族のほか、保護司、民生委員・児童委員等の身近な支援者・団体、社会生活を営む上で必要な住居・雇用の関係者、保健医療・福祉サービス、教育の提供者・機関、行政機関など犯罪・非行をした者の立ち直しに関わる者、及び犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員から、
- ③ 高齢、疾病、貧困、障害、厳しい成育環境等、生活における様々な困難(生きづらさ)に対する配慮や支援が受けられず、または不十分なため、その生きづらさが間接的・直接的な原因となって犯罪・非行に至ったという背景や、立ち直しへの意欲を持ち、努力している状況にあることが理解され、生きづらさや立ち直しに必要な配慮や様々な支援を受け、
- ④ 立ち直しに向けて、修学の機会、知識・スキルを習得し就労できる機会などがあり、地域社会において自立した生活が営めるといふ将来への明るい見通しを持って立ち直しに取り組むことができ、
- ⑤ 地域社会において生活基盤を持ち、社会参画を果たしている。また、これによって、繰り返し犯罪を行う者が減少することにより、犯罪被害にあう人も減少している社会。

3 本県の現状

(1) 再犯者・再非行少年の概況

ア 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率※1

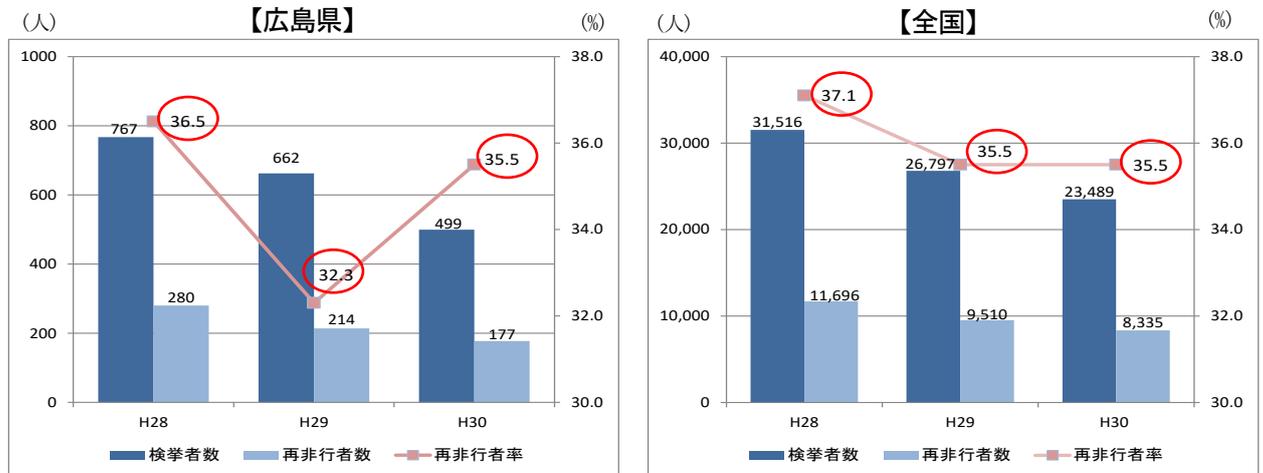
- ・再犯者数は、減少傾向。
- ・再犯者率は、近年継続して5割を超え、全国平均よりも高い。



※1 データ提供：法務省大臣官房

イ 刑法犯検挙者中の再非行少年数・再非行少年率（犯罪少年）※2

- ・再非行少年数は減少傾向。再非行率は、3割5分程度で全国平均並み。



※2 出典：広島県警察本部「令和元年少年補導」（14歳以上の罪を犯した少年（20歳未満）の状況）

(2) 年齢別の状況

ア 成人（刑事施設入所者）の年代別状況※1

新たに刑事施設に入所した者（受刑者）で、犯罪時の住居が広島県であった者の状況。

（刑事施設入所者の現状であり、犯罪をするに至った直接の原因を示すものではない（【イ少年（保護観察処分少年）の年齢別状況】についても同じ。））

項目	入所者 (広島県)	20歳代			30歳代			40歳代			50歳代			60歳代			70歳以上		
		H28	H29	H30	H28	H29	H30												
人数	人	42	20	31	79	43	49	78	72	66	68	61	45	54	49	38	54	36	33
構成比 (各年代/全年代)	%	11.2	7.1	11.8	21.1	15.3	18.7	20.8	25.6	25.2	18.1	21.7	17.2	14.4	17.4	14.5	14.4	12.8	12.6
	(全国)%	13.9	13.7	14.0	23.5	22.8	21.8	27.7	27.8	26.6	16.9	17.8	19.5	12.0	11.7	11.2	6.0	6.2	7.0
犯罪時の就業状況																			
有職 (有職/全体)	%	33.3	45.0	61.3	41.8	55.8	40.8	28.2	29.2	43.9	22.1	23.0	33.3	13.0	16.3	21.1	9.3	0.0	12.1
	(全国)%	44.0	46.5	44.9	40.2	41.5	41.7	38.9	38.5	38.4	31.5	32.3	34.1	23.9	24.7	23.2	13.3	13.4	15.1
無職 (無職/全体)	%	66.7	55.0	38.7	58.2	44.2	59.2	70.5	70.8	56.1	77.9	77.0	66.7	87.0	83.7	78.9	90.7	100.0	87.9
	(全国)%	56.0	53.5	55.0	59.8	58.4	58.2	61.0	61.5	61.4	68.4	67.7	65.7	76.1	75.3	76.6	86.6	86.6	84.8
能力検査値(IQ相当値)																			
①+②		57.1	55.0	51.6	50.6	62.8	57.1	73.1	72.2	59.1	70.6	75.4	64.4	83.3	81.6	89.5	87.0	100.0	87.9
①~69 (~69の者/全体)以下同じ	%	16.7	0.0	9.7	16.5	9.3	10.2	11.5	12.5	18.2	16.2	18.0	22.2	42.6	42.9	36.8	59.3	69.4	51.5
	(全国)%	7.3	7.4	6.1	10.1	10.1	9.6	14.2	14.0	13.2	20.3	19.2	18.1	39.8	39.0	39.6	69.8	63.3	60.8
②70~89		40.5	55.0	41.9	34.2	53.5	46.9	61.5	59.7	40.9	54.4	57.4	42.2	40.7	38.8	52.6	27.8	30.6	36.4
(全国)%		45.8	46.2	44.8	49.9	48.9	47.8	53.0	50.5	50.5	51.0	51.0	51.1	47.4	45.2	43.6	25.0	29.1	28.9
③90~		42.9	40.0	41.9	49.4	37.2	40.8	26.9	27.8	40.9	25.0	24.6	33.3	14.8	16.3	7.9	5.6	0.0	3.0
(全国)%		46.3	38.7	37.9	39.8	37.4	38.2	32.4	32.9	31.9	28.2	27.1	26.9	11.8	11.9	12.2	3.1	3.0	3.3
罪名																			
窃盗 (窃盗/全体)以下同じ	%	47.6	30.0	41.9	31.6	32.6	34.7	39.7	23.6	34.8	32.4	27.9	53.3	48.1	53.1	63.2	57.4	72.2	63.6
	(全国)%	26.5	25.4	28.0	24.4	24.2	25.3	23.4	23.2	26.4	30.2	31.2	30.1	45.4	48.4	44.9	60.7	60.4	60.5
覚醒剤 取締法違反	%	11.9	5.0	0.0	24.1	34.9	30.6	25.6	40.3	30.3	26.5	39.3	28.9	22.2	18.4	15.8	13.0	11.1	6.1
	(全国)%	15.7	13.1	12.2	32.9	33.2	30.6	40.6	42.2	40.3	34.7	34.0	35.6	16.6	18.2	19.1	8.3	9.1	9.1
詐欺	%	7.1	10.0	19.4	5.1	4.7	8.2	3.8	8.3	6.1	7.4	8.2	2.2	3.7	2.0	0.0	3.7	2.8	3.0
	(全国)%	18.8	20.5	20.2	10.0	11.2	10.7	6.4	6.4	5.6	7.1	7.0	6.8	6.2	5.7	7.1	6.4	4.9	3.7
その他 (傷害・暴行・恐喝等)	%	33.3	55.0	38.7	39.2	27.9	26.5	30.8	27.8	28.8	33.8	24.6	15.6	25.9	26.5	21.1	25.9	13.9	27.3
	(全国)%	39.0	41.0	39.7	32.7	31.3	33.3	29.6	28.2	27.7	27.9	27.8	27.5	31.9	27.7	28.9	24.6	25.7	26.7

〔状況〕 (実線：全国との比較。破線：広島県の年代間の比較。以下同じ。)

項目	状況
年代別の構成比	①60歳以上の割合が27~30%で推移しており、全国値よりも10ポイント程度高い。
犯罪時の就業状況	②無職者の割合が全年代で概ね50%を超えており、働き手である30~50歳代では概ね40~70%台で推移している。
能力検査値 (IQ相当値※2)	③IQ69以下※3相当の者と、IQ70~89相当(生活上の困難を抱えるとされる“境界知能※4”にある者を含む)の者が、全年代で50%を超えて推移している。特に、IQ69以下相当の者の割合は、60歳以上が30~60%台で推移しており、概ね20%未満である他の年代よりも高い。
罪名	④「窃盗」の割合が、20歳代では30~40%台、60歳以上は40~70%台で推移しており、罪名中で最も高い。30~50歳代は「覚醒剤取締法違反」の割合が20~40%台で推移しており、概ね20%未満である他の年代よりも高い。 ⑤「窃盗」の割合は、年次や年代によって20~70%台と変動するが、全年代で、概ね全国値を超えている。

※1 法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成。

※2 刑事施設において実施した能力検査の結果を、IQに相当する値に置き換えたもの。

※3 本県の療育手帳は、IQ75未満の者に対し、社会適応能力を加味した上で交付される。

※4 IQ71~85未満で、知的障害と判定されないものの、認知機能の弱さ・対人スキルの乏しさなど生活上の困難を抱えるとされる。(広島大学大学院 宮口教授講演資料に依る。)なお、IQの中央値は、100。

項目	入所者 (広島県)	20歳代			30歳代			40歳代			50歳代			60歳代			70歳以上		
		H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
人数	人	42	20	31	79	43	49	78	72	66	68	61	45	54	49	38	54	36	33
入所度数																			
⑥ 1度 (1度の者/全体、以下同じ)	%	78.6	95.0	80.6	48.1	39.5	34.7	30.8	29.2	40.9	26.5	29.5	31.1	31.5	26.5	21.1	35.2	13.9	36.4
(全国)	%	81.6	82.6	82.6	46.4	47.5	48.1	32.5	32.8	33.0	29.7	29.4	27.3	32.0	31.2	30.4	36.3	32.5	29.8
2度以上	%	21.4	5.0	19.4	51.9	60.5	65.3	69.2	70.8	59.1	73.5	70.5	68.9	68.5	73.5	78.9	64.8	86.1	63.6
(全国)	%	18.4	17.4	17.4	53.6	52.5	51.9	67.5	67.2	67.0	70.3	70.6	72.7	68.0	68.8	69.6	63.7	67.5	70.2
帰住先(前回出所時)																			
⑦ 家族・親族 (家族・親族/全体、以下同じ)	%	77.8	0.0	50.0	56.1	61.5	43.8	44.4	47.1	43.6	42.0	37.2	29.0	37.8	27.8	13.3	37.1	32.3	42.9
(全国)	%	72.5	71.6	72.6	62.3	62.7	62.6	53.1	51.5	52.6	42.9	42.3	42.9	33.4	33.8	32.6	35.2	38.2	35.6
更生保護施設等 (更生保護施設・自立準備ホーム)	%	11.1	0.0	33.3	19.5	7.7	34.4	18.5	21.6	17.9	20.0	25.6	32.3	24.3	33.3	40.0	31.4	38.7	14.3
(全国)	%	11.3	10.1	10.6	11.4	13.3	13.7	13.3	14.8	15.7	18.8	18.9	19.5	18.7	21.2	23.1	15.8	18.7	16.7
その他 (知人・親友・社会福祉施設)	%	0.0	100.0	16.7	12.2	3.8	3.1	3.7	9.8	15.4	14.0	14.0	9.7	5.4	8.3	13.3	8.6	9.7	14.3
(全国)	%	6.0	7.4	8.6	8.0	8.2	8.8	10.4	11.0	12.2	10.0	14.0	14.7	12.3	13.3	15.4	10.5	15.2	18.8
⑧ なし・不詳	%	11.1	0.0	0.0	12.2	26.9	18.8	33.3	21.6	23.1	24.0	23.3	29.0	32.4	30.6	33.3	22.9	19.4	28.6
(全国)	%	10.1	10.9	8.3	18.2	15.9	15.0	23.1	22.6	19.6	28.3	24.8	22.9	35.6	31.6	28.9	39.4	28.8	29.8

〔状況〕

項目	状況
入所度数	⑥ 20歳代は、初めて刑事施設に入所する者が70～90%台で推移している。30歳代以上では2度以上が50%を超えている。
帰住先	⑦ 40～60歳代の「更生保護施設等」（一時的な住居）の割合が、概ね18～40%で推移しており、3年平均で全国値よりも8ポイント程度高い。「家族・親族」の割合は、13～47%で推移しており、3年平均では全国値よりも7ポイント程度低い。 ⑧ 40歳代以降は、帰住先「なし・不詳」の割合が概ね20～30%台で推移しており、特に60歳代は、30%を超えている。

イ 少年（保護観察処分少年）の年齢別状況※

家庭裁判所の審判により、新たに保護観察に付された少年（保護観察処分少年）の保護観察開始時の状況。
(紙面の都合上、項目を抜粋して掲載。)

項目	保護観察処分少年 (広島県)	14歳			15歳			16歳			17歳			18歳			19歳		
		H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
人数	人	30	32	19	38	36	51	56	55	35	63	60	44	48	40	36	60	48	42
① 構成比 (各年齢/全年齢)	%	10.2	11.8	8.4	12.9	13.3	22.5	19.0	20.3	15.4	21.4	22.1	19.4	16.3	14.8	15.9	20.3	17.7	18.5
(全国)	%	4.9	4.0	3.4	12.9	12.3	10.4	17.9	17.9	17.1	22.2	20.8	21.7	18.1	19.0	19.2	23.9	26.0	28.3
② 保護観察開始時の教育程度																			
中学校在学 (中学校在学/全体、以下同じ)	%	100.0	100.0	100.0	57.9	41.7	51.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(全国)	%	99.6	99.7	99.7	45.7	44.4	41.8	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校卒業・高等学校 中退	%	0.0	0.0	0.0	18.4	25.0	9.8	51.8	54.5	42.9	49.2	43.3	47.7	58.3	60.0	52.8	48.3	47.9	45.2
(全国)	%	0.0	0.0	0.3	26.4	23.6	25.0	53.1	52.7	53.4	55.1	56.1	54.4	54.0	54.9	53.7	46.6	45.9	43.4
高等学校在学	%	0.0	0.0	0.0	23.7	33.3	39.2	46.4	45.5	57.1	50.8	56.7	52.3	27.1	20.0	33.3	18.3	14.6	9.5
(全国)	%	0.2	0.0	0.0	27.8	31.9	33.2	46.7	47.1	46.4	44.2	43.3	45.0	25.7	26.0	25.4	5.0	4.9	5.4
③ 不良集団関係																			
なし (なし/全体)	%	83.3	71.9	84.2	73.7	75.0	88.2	87.5	81.8	80.0	82.5	76.7	81.8	89.6	80.0	88.9	90.0	91.7	100.0
(全国)	%	66.2	70.0	69.3	66.5	71.0	76.2	68.7	68.6	74.0	70.9	69.6	73.2	77.7	77.5	78.8	87.7	87.8	88.8
④ 罪名																			
窃盗 (窃盗/全体、以下同じ)	%	33.3	34.4	31.6	44.7	44.4	52.9	57.1	41.8	37.1	42.9	28.3	22.7	31.3	20.0	11.1	30.0	8.3	23.8
(全国)	%	45.1	41.3	47.4	47.0	51.4	47.9	41.7	44.4	44.4	34.2	34.0	32.7	28.1	27.4	27.6	22.3	21.9	20.1
道路交通法違反	%	0.0	0.0	0.0	5.3	8.3	3.9	19.6	21.8	8.6	23.8	40.0	22.7	33.3	17.5	33.3	16.7	18.8	16.7
(全国)	%	2.8	3.5	2.1	5.0	5.2	4.9	18.7	15.8	14.3	24.3	26.5	26.3	22.2	22.5	20.6	17.2	16.3	16.5

〔状況〕

項目	状況
年齢別の構成比	① 14・15歳の割合が23～30%で推移しており、3年平均では全国値より10ポイント程度高い。
教育程度	② 16～19歳は、中学校卒業、高等学校中退の割合が40～60%で推移している。
不良集団関係	③ 関係「なし」の割合が70%以上で推移しており、全年齢で全国値を超える。
罪名	④ 14～17歳は、「窃盗」の割合が20～50%台で推移しており、罪名中最も高い。17歳以降は「道路交通法違反」も増加している。

4 現状から見える主な要因・課題と検討の方向性

(1) 現状から見える主な要因・課題

【個人の特性（年齢・能力検査値（IQ相当値））】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳代以上の割合が27～30%で推移しており、全国値より10ポイント程度高い。 ・IQ69以下相当とIQ70～89相当（いわゆる境界知能を含む）の者が、50%を超えている。 	
要因・課題	本人側	支援側
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要性の理解や自ら申請手続きを行うことが困難である。 ・支援を受けることに拒否感を持つ者がいる。 ・生きづらさに自ら気づきにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出所後に帰住先がない高齢・障害者については、「地域生活定着支援センター」を通じた調整が行われているが、帰住先がある場合は対象外である等、支援が届いていない者がいる。 ・いわゆる境界知能にある者について、一般就労と福祉的就労の狭間にあつて、支援が不十分となっている場合がある ・福祉サービス提供者側に抵抗感がある。

【犯罪時の就業状況】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・無職者の割合が、全年代で概ね50%を超えている。 ・働き手である30～50歳代でも、無職者の割合が、概ね40～70%台で推移している。 	
要因・課題	本人側	支援側
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に必要な資質・能力を備えていない。 ・出所後、就労することに不安を抱えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不起訴や執行猶予で、国の支援対象とならない者への就労支援が不十分となっている。 ・協力雇用主に業種の偏りや、実際の雇用につながる雇用主の不足がある。 ・雇用する側に抵抗感がある。

【罪名】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「窃盗」の割合が、全年代で概ね全国値を超えている。 ・30～50歳代は、「覚醒剤取締法違反」の割合が20～40%台で推移しており、概ね20%未満である他の年代よりも高い。 	
要因・課題	本人側	支援側
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮の場合等に、相談窓口・支援窓口を知らない。 ・規範意識が不十分である。 ・覚醒剤の再使用が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的支援や保健医療が必要だが支援が届いていない者がいる。 ・規範意識の養成が不十分となっている。 ・近年、覚醒剤事犯検挙人員数は増加しており、薬物乱用対策の継続が必要である。

【帰住先（前回出所時）】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・40～60歳代の一時的な住居の割合が、18～40%で推移し3年平均で全国値よりも8ポイント高く、「家族・親族」の割合は、13～47%で推移し3年平均で全国値よりも7ポイント程度低い。 ・40歳代以降は、帰住先「なし・不詳」の割合が概ね20～30%台で推移しており、特に60歳代は、30%を超えている。 	
要因・課題	本人側	支援側
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族・親族との不和、孤立している。 ・高齢・障害などにより、自ら探すことが困難になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立準備ホームなど、出所後の一時的な住居の確保に苦慮する場合がある。 ・一時的な住居が地域偏在している。 ・連帯保証人の確保に苦慮する場合がある。 ・貸主側に抵抗感がある。

【少年の状況】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・14・15歳の割合が23～30%で推移し、3年平均で全国値よりも10ポイント程度高い。 ・16～19歳は、中学校卒業、高等学校中退の割合が40～60%で推移している。 ・不良集団と関係「なし」の割合が70%以上で推移しており、全年齢で全国値を超える。 	
要因・課題	本人側	支援側
	<ul style="list-style-type: none"> ・(小)中学生の規範意識が育まれていない。 ・中退等により社会的に孤立している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境に課題があることが見込まれるが、把握や関与が困難である。 ・中退後の生徒の状況の把握が困難である。 ・矯正施設等を退所した後の復学が難しい場合がある。

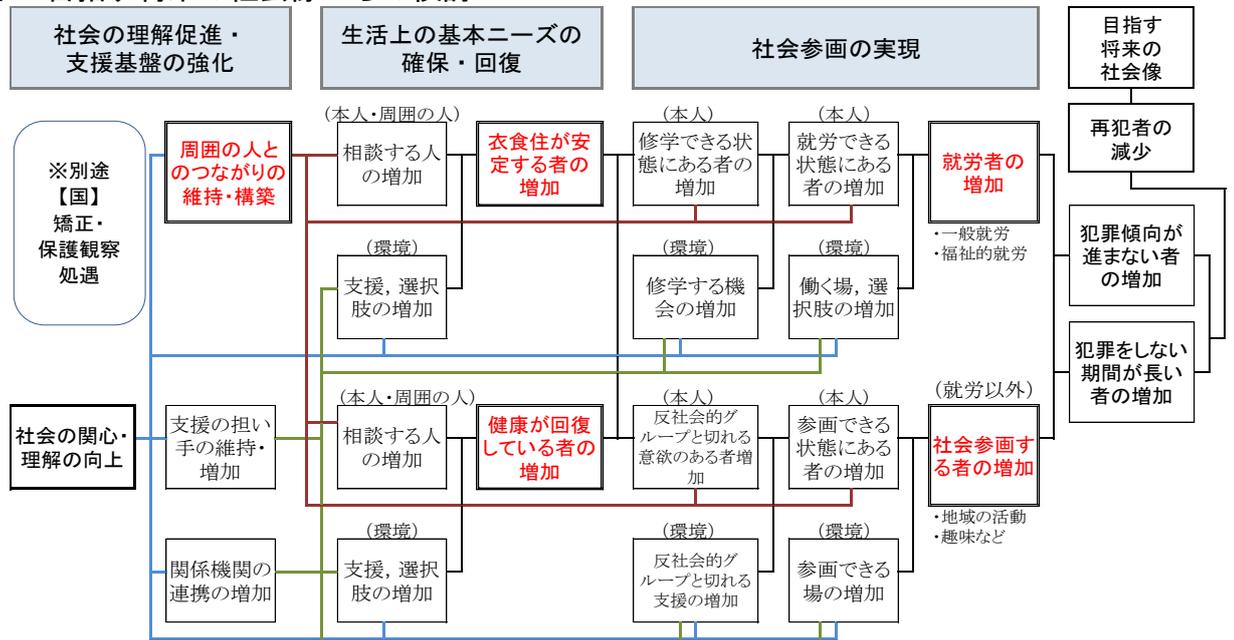
(2) 検討の方向性

ア 現状と要因・課題を踏まえた検討

現状から見える主な要因・課題を踏まえ、また、国・県・市町の役割分担を考慮した上で、今後、県として次に挙げる視点での検討が必要。

要因・課題（支援側）	検討の方向性
【個人の特性】 ア) 福祉的支援が必要だが、支援が届いていない者がいる。 イ) 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の支援が不十分となっている場合がある。 ウ) 福祉サービス提供者側に抵抗感がある。	ア) 刑事司法関係機関と福祉サービスをつなぐ取組の促進。 イ) 個々の状況や特性に応じた就労支援。 ウ) 社会全体の協力の必要性等について、理解の促進。
【犯罪時の就業状況】 ア) 不起訴や執行猶予のため、国の支援対象とならない者がいる。 イ) 協力雇用主に業種の偏りや、実際の雇用につながる雇用主の不足がある。 ウ) 雇用する側に抵抗感がある。	ア・イ) 国等と連携した就労支援や雇用主の確保。 ウ) 社会全体の協力の必要性等について、理解の促進。
【罪名】 ア) 福祉的支援や保健医療が必要だが支援が届いていない者がいる。 イ) ※規範意識の養成が不十分となっている。 ウ) 近年、覚醒剤事犯検挙人員数は増加しており、薬物乱用対策の継続が必要である。	ア) 刑事司法関係機関と保健医療・福祉サービスをつなぐ取組の促進。 イ) ※規範意識の養成は、国の矯正施設・保護観察所で実施。（小）・中学生は県・市町も実施） ウ) 関係機関・団体が連携した総合的かつ効果的な薬物乱用対策の推進。
【帰住先】 ア) 一時的な住居の確保に苦慮する場合がある。 イ) 一時的な住居が地域偏在している。 ウ) 連帯保証人の確保に苦慮する場合がある。 エ) 貸主側に抵抗感がある。	ア・イ) 国（自立準備ホームの登録等を実施）と連携した、一時的な住居の確保。 ウ・エ) 県及び市町の公営住宅における住居の確保や社会全体の協力の必要性等について、理解の促進。
【少年】 ア) ※家庭環境に課題があることが見込まれるが、把握や関与が困難である。 イ) 中退後の生徒の状況の把握が困難である。 ウ) 矯正施設等を退所した後の復学が難しい場合がある。	ア) ※少年の家庭環境に対する支援は、他計画で対応。 イ・ウ) 個々の状況に応じた修学の支援。

イ 目指す将来の社会像からの検討



※ 赤字は、法務総合研究所「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査において「再犯しなかった理由」として挙げられた項目を参考に設定。

ウ 考慮が必要な社会情勢の変化

- 人口減少、高齢化、未婚率の増加等により、今後、単身・高齢者のみの世帯の増大が見込まれ、地域社会において、犯罪・非行をした者が、抱える課題に気づかれず、孤立を強めるおそれがある。また、保護司など地域において立ち直りを支える人材の高齢化、減少が懸念されている。
- 平成30(2019)年に内閣府が行った「再犯防止対策に関する世論調査」によると、「犯罪した人の立ち直りに協力したいと思う」人の割合は、53.5%と、平成25(2013)年の調査から5.6ポイント低下しており、社会の興味・関心、協力意欲の低下が懸念されている。
- 生活・就労環境におけるデジタル技術の浸透や、新型コロナによる生活様式の見直しなど、社会環境の変化が進むことが見込まれるが、受刑に伴い社会と隔絶する者にとっては順応する難しさが高まることが懸念されるとともに、支援する側も変化に対応していく必要がある。

5 施策体系と目指す姿（10年後）、注力する取組、全体目標

■ 施策体系と10年後の目指す姿

1 社会の理解促進・支援基盤の強化	
(1) 社会の理解促進	(2) 支援基盤の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県計画に掲げる「将来の目指す社会像」や、犯罪・非行をした者が抱える生きづらさについて、立ち直り支援に関わる者のほか、犯罪・非行をした者を取り巻く者においても、今後、策定が見込まれる市町の「再犯防止推進計画」などを通じて、共感され、理解が進んでいます。 ○ 社会の共感や理解を出発点として、関係者間の情報共有や、人材確保、研修等の取組により、立ち直り支援の仕組みが確保・強化されています。 	
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	
(1) 住居等の確保	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会の多様な主体において、事例や相談窓口の情報が共有され、提供者側の不安が軽減する等により、犯罪・非行をした者への住居やサービスの提供が促進されています。 ○ また、刑事司法機関と地域の支援組織との間で、犯罪・非行をした者の状況に応じて申し送りが行われ、犯罪・非行をした者は、住居の確保のほか、必要な保健医療・福祉サービスを受けています。 ○ こうした取組により、犯罪・非行をした者の立ち直りに向け、住居の確保や健康の回復など、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいます。 	
3 社会参画の実現	
(1) 就労等に向けた支援	(2) 修学支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事司法機関と地域の支援組織が協力し、犯罪・非行をした者のそれぞれの状況に応じた支援が行われ、就労体験の機会が増えること等により、就労希望者と雇用主双方の不安が軽減されるなど、犯罪・非行をした者が就労する機会が増えています。 ○ また、個々の状況に応じた修学支援等により、就労以外でも社会参画が進んでいます。 	
<p>こうした取組により、犯罪・非行をした者の立ち直りが進み、再犯者が減少して、県民の安全・安心の実感の向上に寄与しています。</p>	

■ 注力する取組

次のような年代別の状況を踏まえて検討を行う。

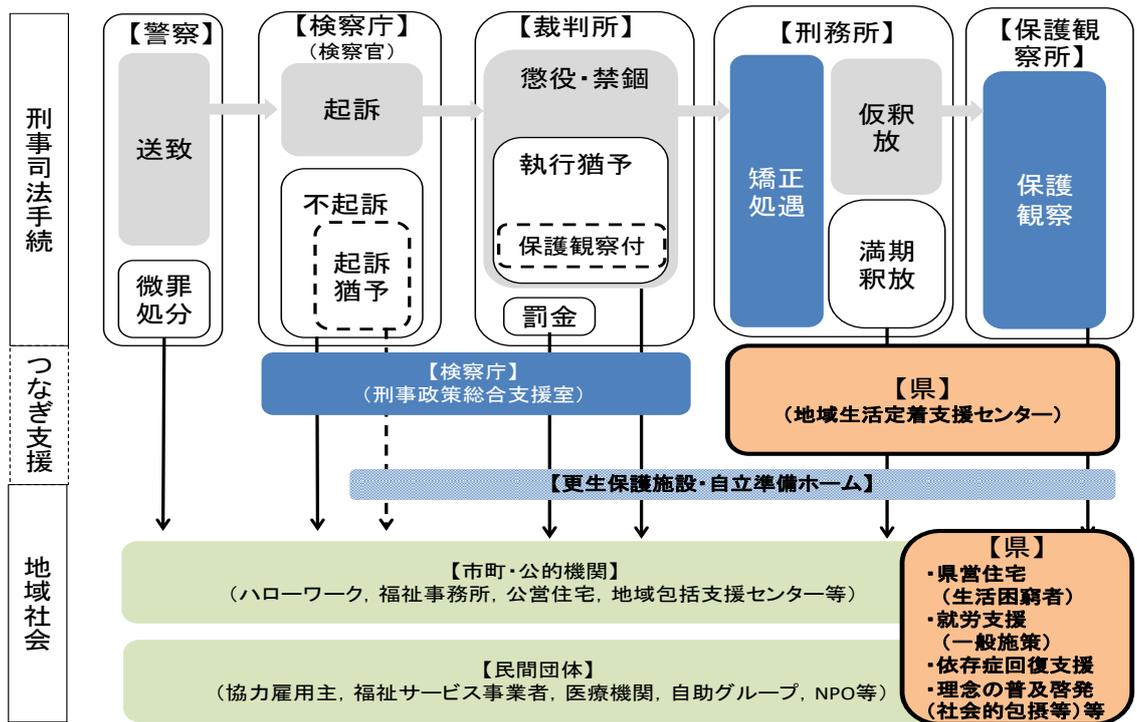
年代	現状・年代ごとの特徴
10・20歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・10歳代は、14・15歳の割合が、3年平均で全国値よりも10ポイント程度高い、 ・20歳代は、初めて刑事施設に入所する者の割合が70～90%台で推移している。
30～50歳代	<ul style="list-style-type: none"> ・30～50歳代は働き手であるが、無職者の割合が、概ね40%～70%で推移している。 ・「覚醒剤取締法違反」による受刑が20～40%台で推移しており、他の年代よりも高い。
60歳代 ・70歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・IQ69以下相当の者が30～60%台で推移しており、他の年代よりも高い。 ・60歳代は、帰住先「なし・不詳」の割合が、30%を超えている。

■ 全体目標

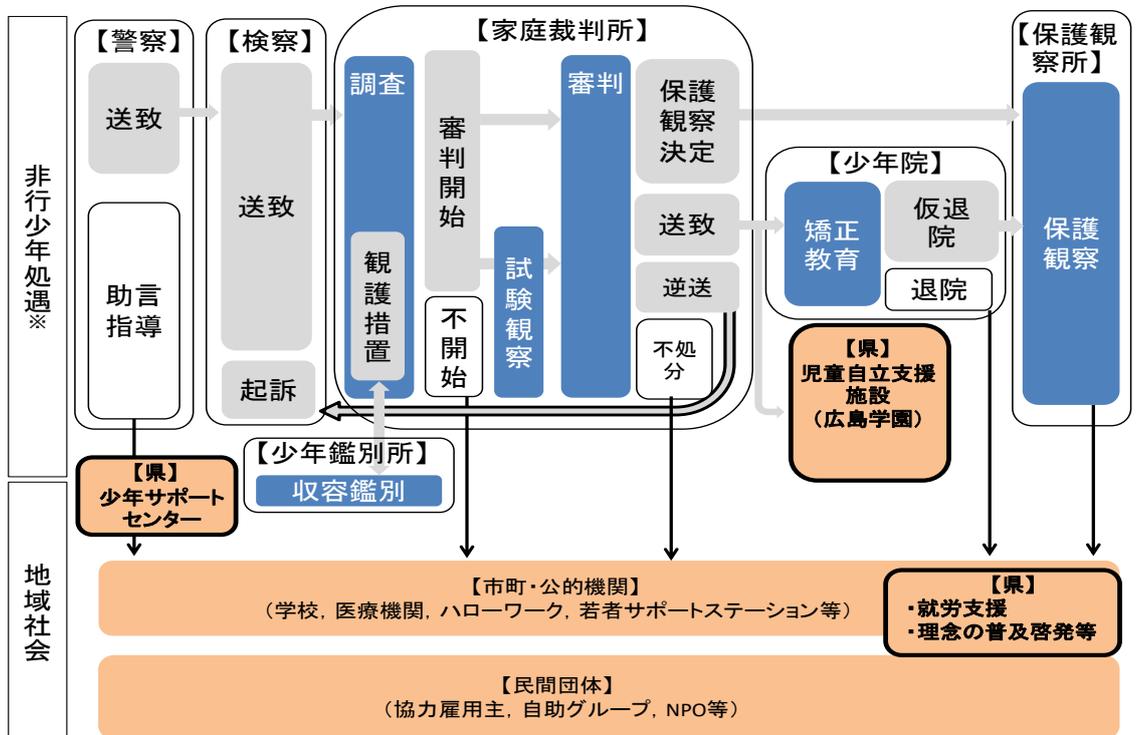
再犯者数及び再犯者率

【参考】

○現在の制度（成人）



○現在の制度（少年）



※ 14歳以上の罪を犯した少年の処遇を表す。